

■承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

【要 旨】

平成22年度国民健康保険十和診療所特別会計において、診療収入が予算額に対し大幅に不足し、決算収支が赤字見込みとなったため、平成23年度予算において、前年度繰上充用金を計上し補てんする必要が生じた。出納整理期間中に補正を行う必要があるため、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により5月31日付けで平成23年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第1号)の専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるもの。

【補正理由等】

◆平成22年度国民健康保険十和診療所特別会計(5/31現在)決算見込(単位:千円)

歳 入			歳 出		
科目(款)	予算額	決算見込	科目(款)	予算額	決算見込
1 診療収入(※1)	136,360	120,895	1 総務費	145,443	141,047
2 使用料及び手数料	984	806	2 医業費	19,892	18,927
3 財産収入	231	231	3 積立金	231	231
4 繰入金	16,376	16,375	4 公債費	7,201	7,200
5 繰越金	1,414	1,414	5 予備費	100	0
6 諸収入	17,502	21,191			
計	172,867	160,912	計	172,867	167,405

(※1) 決算見込 - 予算額 = ▲15,465 千円(対予算額比)

歳入歳出差引 = ▲6,493 千円 ÷ (補正予算) 繰上充用金 6,500 千円

◆前年度までの診療報酬や患者数の推移により当初予算を編成、その後年度内の状況等も考慮し補正を行ってきたが、推測した患者数(特に老人保健分)が減少となり、診療収入が予算額を大幅に下回ったのが原因である。

◆実績状況

区 分	平成21年度	平成22年度	増 減
患 者 数	27,533 人	26,160 人	▲1,373 人
診療収入	116,860 千円	120,895 千円	4,035 千円
開業日数	243 日	245 日	2 日

◆補正予算については、歳出の繰上充用金 6,500 千円に対し財政調整基金繰入金で対応した。

※繰上充用金とは

会計年度経過後その会計年度(22年度)の歳入が歳出に不足する場合は翌年度(23年度)の歳入を繰り上げて、これ(22年度)に充てることができます。この場合、必要な額を翌年度(23年度)の歳入歳出予算に編入しなければなりません。(自治令166の2)なお、繰上充用の手続きは、会計年度が経過した後、すなわち、翌年度の4月1日から5月31日までの間(出納整理期間)に行うことが原則とされています。(行政実例)